

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)

令和 4 年 3 月から適用する「設計業務委託等技術者単価」及び
「公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、令和 4 年 3 月から適用する「設計業務委託等技術者単価」及び「公共工事設計労務単価」(以下「新技術者単価等」という。)が決定され、国土交通省においては特例措置が定められました。

本市においても最近の技術者不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映することなどを図るため、国に準じて下記のとおり新技術者単価等にかかる特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

また、貴団体傘下の会員の方々への周知をよろしくお願いします。

記

1 措置の内容

新技術者単価等の決定に伴い、「2 具体的な取扱い」に定める土木・建築・設備関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、測量及び地質調査業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の受注者は、下記に示す規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

- 設計業務委託契約書第 59 条
- 測量・地質調査業務委託契約書第 61 条

なお、上記以外の業務委託契約書を使用している場合は、当該業務委託契約書記載の条項を適用すること。

2 具体的な取扱い

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、令和 3 年 3 月適用の「設計業務委託等技術者単価」及び「公共工事設計労務単価」(以下「旧技術者単価等」という。)を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行うものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P \text{ 新} \times k \times \text{消費税及び地方消費税}$$

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P 新：新技術者単価等及び当初契約時点の市積算単価により積算された設計金額(税抜)

k：当初契約の落札率

【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課
TEL 711-4844

新技術者単価等の運用に係る特例措置について

